

奈良県保育士等キャリアアップ研修事業公募型企画提案説明書

1. 事業目的

子どもや子育てを取り巻く環境が変化するなか、保育現場では、園長、主任保育士の下で、中堅までの職員が多様な課題への対応や若手の指導等を行うリーダー的な役割を与えられて職務にあたっており、保育士には、こうした職務内容に応じた高度な専門性が求められている。

このような状況のなか、平成29年度から研修の受講状況等に応じた処遇改善の仕組みが国において定められ、県においてもこれらの状況に対応し、保育の質の向上及び保育士の処遇改善のため、保育士を対象に奈良県保育士等キャリアアップ研修を実施する。

2 業務概要

(1) 業務名

奈良県保育士等キャリアアップ研修事業

(2) 業務内容

奈良県保育士等キャリアアップ研修事業仕様書記載のとおり。

(3) 委託料上限額

金 6, 290, 500 円（税抜き）

ただし、契約については消費税及び地方税10%を適用するものとする。

(4) 企画提案の性格

本企画提案は公募型により実施する。なお、本企画提案は、定められた事業予算の範囲内において、提案者独自の企画、技術等について、提案を通して評価することにより、企画力及び業務遂行能力の高い事業者を選定するものとする。

(5) 委託期間

契約締結日から令和2年3月19日まで

3 参加資格要件

次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 企画提案書の提出時点において、奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止措置を受けていないこと。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て、または破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。

- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号。以下「新法」という。）第 17 条の規定による更生手続開始の申立て（新法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る新法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条の規定による更生手続開始の申し立てを含む。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、新法に基づく更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申し立てをなされなかった者とみなす。
- (5) 平成 12 年 3 月 31 日以前に民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）附則第 2 条による廃止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (6) 平成 12 年 4 月 1 日以降に民事再生法第 21 条の再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた場合は、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てがされなかったものとみなす。
- (7) 暴力団又は暴力団員を排除し、適正な履行を確保するために次のいずれにも該当しない法人格を有する団体であること。
- ① 役員等（役員（非常勤である者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（常時物品購入等の契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
 - ② 暴力団（暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団という。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
 - ③ 役員等がその属する法人若しくは自己若しくは第三者の不当な利益を得る目的で又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
 - ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
 - ⑤ 上記③及び④に掲げる場合のほか、役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
 - ⑥ 県発注契約（県が発注する物品購入等の契約をいう。）に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たり、その相手方が上記①から⑤までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
 - ⑦ 下請契約等に当たり、上記①から⑤までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（上記⑥に該当する場合を除く。）において、契約担当者が契約の相手方

に対して当該下請契約等の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。

- ⑧ 県発注契約を履行するに当たり、暴力団又は暴力団員から不当介入（契約の履行に当たり、事実関係及び社会通念等に照らして合理的理由が認められない不当又は違法な要求若しくは契約の適正な履行を妨げる行為をいう。）を受けたのにもかかわらず、遅延なくその旨を契約担当者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。
- (8) 平成 26 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日までの 5 年間に、国、都道府県、市町村、あるいはこれらが構成員となっている団体（実行委員会等）を契約の相手方として、福祉分野における人材養成等に関する研修業務の受託実績が複数件あること。

4 提出書類

企画提案に参加を希望する事業者は、次の書類を作成して提出すること。なお、責任の所在を明確にする観点から、共同提案は受け付けないものとする。

(1) 企画提案参加申込書類 各 1 部

- ①参加申込書（様式 1）
- ②事業者の概要（様式 2）
- ③過去の業務実績（様式 3）

平成 26 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間において国又は地方公共団体あるいはこれらが構成員となっている団体（実行委員会等）から福祉分野における人材養成等に関する研修業務を受託した実績について記載すること。

(2) 企画提案書類

企画提案書（様式 4） 各 8 部（正本 1 部、副本 7 部）

添付する企画提案書類（以下、「添付書類」という。）の作成については、8 の「企画提案書の作成等について」を参照のこと。なお、企画提案書は A4 版とし、8 (1) の項目に沿って作成すること。副本については、法人名、個人名、所在地、連絡先等の提案者名がわかる記載をしないこと。企画提案書類は、簡潔かつ明瞭に記載すること。

その他、提出書類に不備があった場合の差し替えは原則認めない。

5 企画提案参加申込書の提出

(1) 提出期限

令和元年 7 月 5 日（金）午後 5 時

(2) 提出方法及び提出先

持参または郵送により、1 2 の「書類等提出先・問い合わせ先」に提出すること。

※郵送する場合は、提出先である奈良県庁に提出書類が配達された日時及び時刻が証明できる方法によること。なお、いかなる事情であっても期限を過ぎた書類は受け付けない。また、提出書類を提出した後に辞退する場合は、速やかに県まで連絡す

るとともに、書面により通知すること。

(3) 提出書類

4の(1)で示す書類

6 企画提案にかかる質問及び回答

(1) 質問受付期限

令和元年6月21日（金）午後5時

企画提案に係る質問は、質問票（様式5）に質問内容を記載の上、12の「書類等提出先・問い合わせ先」にFAXで提出すること。

※送信後必ず電話にて送信した旨を連絡すること。

※電話、来訪等、口頭による質問は受け付けない。

※質問として受けることができる事項は、提出資料や提出方法など手順に関する確認事項とする。

(2) 質問に対する回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を妨げるおそれのあるものを除き、「奈良県福祉医療部こども・女性局子育て支援課ホームページ」上にて公開する。

7 企画提案書類の提出

(1) 提出期限

令和元年7月12日（金）午後5時

(2) 提出方法及び提出先

持参または郵送により、12の「書類等提出先・問い合わせ先」に提出すること。

※郵送する場合は、提出先である奈良県庁に提出書類が配達された日時及び時刻が証明できる方法によること。なお、いかなる事情であっても期限を過ぎた書類は受け付けない。また、提出書類を提出した後に辞退する場合は、速やかに県まで連絡するとともに、書面により通知すること。

(3) 提出書類

4の(2)で示す書類及び8の「企画提案書の作成等について」で示す書類

8 企画提案書類の作成等について

企画提案書は、以下のとおり作成すること。なお、提案にあたっては、提案の理由、提案の実施方法及び実現の見込みを明確にすること。

(1) 提案内容

①事業全体のスケジュール

委託契約締結日から委託期間満了時までの具体的なスケジュールについて、提案する

こと。

②研修計画の概要の作成

受講者の利便性に配慮したうえで、研修の実施回数、各回の定員、実施時期、時間割、研修会場について提案すること。なお、研修会場は、会場名、所在地（最寄り駅名、駅からの距離等）、収容人数を明示して提案すること。また、研修内容について、その実施方法（講義、演習、グループワーク等）を明示して提案すること。

③業務実施体制

研修の事前準備における職員配置人数及び役割分担並びに研修当日の職員配置人数及び役割分担を含め、円滑な研修運営を行うための業務実施体制を具体的に提案すること。

④講師の選定

研修講師について、その選定方針等を提案すること。

⑤研修で使用する教材

事業者において教材を作成する場合は、受講者の理解を促進するための工夫点等作成方針を提案すること。教材代を有料とする場合はその価格設定について提案すること。

⑥委託業務を実施するにあたっての貴法人の特色及び優位性

過去5年間に福祉分野に関する研修業務を受託した実績があることを前提に、本事業について、参加しやすい研修とするために配慮した点や、より知識や技能を習得できるよう工夫した点について提案すること。その他、他法人と比較した優位性について提案すること。

⑦見積額について

業務委託期間において要する経費の内訳(人件費、旅費、講師謝金、講師旅費、会場使用料、郵送料、通信運搬費等)を明記した見積書を作成すること。なお、作成にあたっては内訳ごとに単価×数量で算出し、金額の根拠を明確にすること。

⑧その他

その他、事業実施に当たり提案する内容があれば①から⑦に加えて提案すること。

9 企画提案書の審査及び結果の発表

(1) 審査方法

別に定める奈良県保育士等キャリアアップ研修事業者選定委員会（以下、「委員会」という。）が別紙「審査項目及び審査基準」に基づき、評価点方式により順位付けを行い、最高点を獲得した者を最優秀提案者として特定する。

① 評価点が1番高い者（以下「最高得点者」という。）を第1順位の契約候補者とする。

なお、評価点は6割を最低基準とし、また、各評価項目のうち得点の平均が5割未満の項目が一以上ある提案者は選定の対象としない。

② 複数の最高得点者が生じた場合は、選定委員会の合議により最優秀提案者を特定する。

③応募者が1者のみの場合であっても評価は実施し、評価の結果において基準を満たすときは当該応募者を契約候補者とする。基準点に満たない場合、又は提案者がいない場合には再度公募を検討するものとする。

(2) プレゼンテーション

令和元年7月中旬開催予定の委員会において、プレゼンテーションを行うこと。

プレゼンテーションは提出済みの企画提案書類のみで実施することとし、当日配布資料は認めない（パソコン等は使用できない）。なお、委員会の時間、場所などについては、別途通知する。

(3) 審査結果の通知

審査の結果については、特定後速やかに、各提案者あて書面にて通知する。

(4) 審査結果について

審査結果に対する異議申し立ては一切受け付けない。

10 業務委託契約の締結について

(1) 契約の締結

審査の結果、特定した最優秀提案者を受託者として、すみやかに奈良県契約規則等に基づき、双方協議のうえ、随意契約による委託契約の締結を行う。受託者として特定された事業者の理由のない遅延に対しては、特定の取り消しを行うこととする。

なお、審査の結果等をふまえ、提案内容の変更を求めることがある。

ただし、委員会で特定した者との協議が不調に終わった場合には、審査において次点となった者と同様の手続きを行う場合があること。（この場合においても、審査基準の総得点が満点の6割を満たしており、各評価項目の得点平均について5割未満の項目がないこと。）

本業務委託契約の相手方の特定後、契約締結までに本業務委託契約の相手方について次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を締結しないものとする。

① 役員等（法人にあつては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所の代表者を、個人にあつてはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められたとき。

② 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

③ 役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。

④ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められる

とき。

⑤ 上記③及び④に掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

⑥ 県発注契約（県が発注する物品購入等の契約をいう。）に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が上①から⑤のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

⑦ 下請契約等に当たって、①から⑤までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（上記⑥に該当する場合を除く。）において、発注者が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

⑧ 県発注契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入（契約の履行に当たり、事実関係及び社会通念等に照らして合理的理由が認められない不当又は違法な要求若しくは契約の適正な履行を妨げる行為をいう。）を受けたにもかかわらず、遅延なくその旨を発注者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

(2) 契約保証金

契約時に、契約金額の 10%に相当する額以上を契約保証金として県に納めることになること。

ただし、奈良県契約規則第 19 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除されることがあること。

(3) 知的財産権の取扱い

第三者の著作権その他の権利についての交渉・処理は、受託者が行うこととし、その経費は委託費に含むものとする。

(4) 契約書

受託者と特定された者に対して別途作成・提示する。

(5) 契約の解除

契約締結後であっても、提案書など提出書類に虚偽の記載が明らかになった場合、受託者に重大な瑕疵がある場合、業務遂行の意思が認められない場合又は業務遂行能力がないと認められる場合、及び契約の相手方が上記(1)の①から⑧までのいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除することがある。また、契約を解除した場合は、損害賠償義務が生じる。

1 1 その他

(1) 言語及び通貨

公募手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) 提出書類の返却

提出されたすべての書類の返却は行わない。なお、この企画提案に係る審査以外には使

用しない。ただし、奈良県情報公開条例（平成13年3月30日奈良県条例第38号）に基づき、情報を開示する場合がある。

(3) 提案書類の追加、修正等

一旦提出された提出書類の差し替え及び追加、削除は認めないものとする。ただし(5)の③による場合を除く。

(4) 提案にかかる費用負担

提出書類の作成、提出等に要する費用は、提案者の負担とする。

(5) 企画提案の無効

企画提案が次に掲げる場合に該当するときは無効とする。

①参加資格のない者が企画提案書を提出した場合。

②参加資格確認資料又は企画提案書に虚偽の内容が記載されていた場合

③提出された提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じない場合。

④委託上限額を超える見積書が提出された場合

(6) 提案者が1団体のみであった場合にも、委員会において審査を行い、各委員の合計得点が満点の6割以上で、かつ各評価項目の得点平均について5割未満の項目がなく、委員会の合議により適切と認められた者を最優秀提案者として特定する。

(7) 特定された受託者は、本件業務を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ県の承認を受けた場合はこの限りではない。

(8) 企画提案書は、提案者に無断で使用することはない。

(9) 企画提案書等は、審査に必要な範囲内で複製を作成することがある。

(10) その他定めのない事項については、地方自治法、同法施行令及びその他関係法令並びに奈良県個人情報保護条例、奈良県会計規則及びその他の奈良県が制定する関係条例・規則等に従うものとする。

1.2 書類等提出先・問い合わせ先

奈良県福祉医療部こども・女性局子育て支援課保育係

住所 〒630-8501 奈良市登大路町30 奈良県庁3階

電話 0742-27-8604 FAX 0742-27-2023